PPA方式（第三者所有型モデル）による太陽光発電設備導入事業に係る

公募型プロポーザル募集要項

１　趣旨

　　この要項は「PPA方式(第三者所有型モデル)による太陽光発電設備導入事業に係る公募　型プロポーザル実施要領」第５条に定める募集要項とし、プロポーザル参加者の募集に関して必要な事項を定めるものとする。

２　公募概要

　PPA方式による太陽光発電設備導入事業の事業実施候補者を選定するため、以下のとおり公募型プロポーザルの募集を行う。

⑴　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| プロポーザル実施公表 | 令和4年3月30日 |
| 参加申込書受付期間 | 令和4年3月31日～4月13日 |
| 質問受付期間 | 令和4年3月31日～5月6日 |
| 参加資格確認・提案書提出要請期限 | 令和4年4月25日 |
| 質問回答期限 | 令和4年5月13日 |
| 提案書受付期間 | 令和4年5月6日～5月18日 |
| 評価委員会（ヒアリング）実施 | 令和4年5月下旬 |
| 事業実施候補者選定 | 令和4年5月下旬 |
| 現地調査・契約内容検討 | 令和4年6月 |
| 随意契約審査会・契約締結 | 県もしくは県道路公社と事業者の協議が整い次第速やかに |

⑵　事業概要

詳細は、別添「業務説明書」のとおり。

　　ア　PPA方式による太陽光発電設備導入事業

(ｱ) 事業内容

　　　発電事業者は、別紙１「候補施設一覧」の候補施設の駐車場等に自己の所有する太陽光発電設備、附帯設備及びカーポート(以下「設備」という。)を設置するなどし、再生可能エネルギー由来の電力を当該施設に供給すること。設備は、発電事業者が運転・維持管理等を行い、事業終了後に撤去し原状回復すること。

(ｲ) 事業期間

運転期間は運転開始日から最長で20年間とする。

なお、国等の補助事業を活用する場合は、当該補助事業の規定に従い、設置時期、運転開始時期等を設定すること。

(ｳ) 事業費用

全ての候補施設に対して電気料金単価を個別に提案すること。

なお、各候補施設の電気料金単価については、基本的に上限を設定することとしている。上限を設定した候補施設については、参加資格があると認めた者に対し、上限単価等を通知する。

イ　付加提案

　　本プロポーザルにおいては、提案者は、自身が有する知見やノウハウ等を活用して、民間施設への再生可能エネルギー導入拡大等、脱炭素社会の実現を推進する付加提案を行うことができることとする。

なお、付加提案は、県が全てを実施することを前提とするものではなく、今後その具体的な実現に向けて、県と提案者において引き続き協議するものとする。

ウ　事業実施候補者の選定

　　　PPA方式による太陽光発電設備導入事業に係る公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、提案内容を評価基準に基づき採点した結果により、事業実施候補者を選定する。

その後、事業実施候補者と県もしくは県道路公社との協議が整い次第、契約を締結する。なお、契約締結までの費用（候補施設の電気主任技術者の立会い経費等を含む）については事業実施候補者の負担とする。

３　参加資格要件

⑴　本プロポーザルへの参加者は、本事業を行う能力を有する単独法人又は複数法人とする。複数の法人が共同で参加する場合（以下「共同参加」という。）は、代表事業者を選定し、その代表事業者が手続を行うものとする。

⑵　参加資格は、次の要件全てに該当する者とする。

なお、共同参加の場合は、参加する全ての法人が、ア～エの全てに該当するとともに、参加する法人のうちの１者以上がオに該当する者であることを条件とする。

ア　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと及び参加申込書提出期限の日以降において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

イ　参加申込書提出期限の日以降において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第72号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ　参加申込書提出期限の日以降において、暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 条)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係がないこと。

エ　国税及び地方税を滞納していないこと。

オ　太陽光発電設備（出力50kW以上）の導入実績を有すること。

⑶　兵庫県内の再生可能エネルギー導入拡大に資する意欲を持ち、事業実施能力に問題がないと判断される場合は、前項の要件を全て満たす（但し、前項オについては、参加する法人のうち１者以上が満たせばよい）共同参加者が、参加後に共同で出資等により新たな事業体を設立し、新たな事業体に対する出資責任等を明確にした上で、当該事業体を事業実施主体かつ契約当事者として提案することも認める。

なお、新たに設立する事業体が、事業実施資格を有するかについては、事業実施候補者選定後に実施する随意契約審査会において審査し決定することとする。

４　参加申込手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に定める書類を提出すること。

なお、参加申込後、事業実施候補者が決定されるまでは、参加を辞退することができる。

⑴　受付期間：令和４年３月31日（木）～令和４年４月13日（水）17時

⑵　提出先

　　兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課活動支援班

　　電話番号　078-341-7711（内線2792）

　　メールアドレス　kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp

⑶　提出方法：上記⑵の提出先にメールで送付すること。

※　メール送信後、必ず提出先まで電話連絡を行うこと。

⑷　提出書類

ア　プロポーザル参加申込書（様式１）

イ　太陽光発電設備（50kW以上）の導入実績が分かる資料（任意様式）

※　以下は、新たな事業体の設立を予定している者が本プロポーザルに参加する場合のみ提出すること。

ウ　誓約書（様式２）

エ　新たな事業体の概要（様式３）

オ　事業及び資金調達の全体概要図（様式４）

５　参加資格の確認及び提案書の提出を要請する者の選定

県は参加資格要件を満たすか確認し、参加希望者に参加資格の有無を通知する。参加資格を有すると認めた者に対しては、提案書の提出を要請する。

⑴　通知期限：令和４年４月25日（月）

⑵　通知方法：参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知する。

⑶　参考資料の交付：参加資格があると認めた者に対して、候補施設に関する参考資料※

　　　　　　　　　を交付する。

　　※　参考資料

・設置場所平面図

・施設平面図（電気室位置／設置希望位置）

・単線結線図

・施設の１年間の電力使用料の30分値

・現在の契約電力の情報（高圧／低圧、デマンド）

・上限単価

⑷　その他：参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加希望者は、書面により参加が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は県が通知した日の翌日起算で、県庁閉庁日を除く５日後の午後５時までに参加申込書提出先まで提出しなければならない。県は上記書面を受領した日の翌日起算で、県庁閉庁日を除く３日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

６　質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する県からの回答は、以下により行うものとする。

⑴　質問先及び質問方法：上記４⑵⑶と同様

⑵　提出書類：質問書（様式５）

⑶　質問受付期間：令和４年３月31日（木）～令和４年５月６日（金）17時

⑷　質問回答期限：令和４年５月13日（金）

⑸　回答方法：参加申込書に記載されたアドレスへメールで回答する。

　　　　　　　なお、質疑の内容がプロポーザルに参加しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、参加資格を満たす者全員にその内容を通知するものとする。

７　提案書の提出

本プロポーザルへの参加資格があると認められ、提案書の提出を希望する者は、本募集要項「８　提案書の作成」に基づき、提案書類を作成の上、提出するものとする。

⑴　受付期間：令和４年５月６日（金）～令和４年５月18日（水）17時（必着）

⑵　提出方法：持参又は郵送（一般書留もしくは簡易書留）

⑶　提出書類

ア　事業提案（様式６）

イ　業務遂行能力（様式７）

ウ　チェックリスト（様式９）

※　以下は、付加提案を行う場合のみ提出すること。

エ　付加提案概要書(様式８)

オ　業務工程表(任意様式)

⑷　提出部数：正本各１部、副本各９部

⑸　提出先

　　郵便番号650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

 　 兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課活動支援班

　　電話番号　078-341-7711（内線2792）

⑹　その他

ア　提案書類に虚偽の内容が記載された場合、その者が提出した提案書類を無効とし、選定の対象外とする。

イ　上限単価を超える金額を提案した場合は、当該施設の契約を行わない可能性がある。

ウ　提出された提案書類は理由の如何を問わず、返却しない。

エ　提案書類提出後の差替及び再提出は認めない。

８　提案書の作成

⑴　PPA方式による太陽光発電設備導入事業

　　提案は、別紙１の全ての候補施設の駐車場への太陽光発電設備の設置を提案するものとし、次の項目について行うこと。ただし、施設の状況等を踏まえ、より効率的な発電が可能な場合は、駐車場以外への設置の提案も妨げない。

ア　事業提案（様式６）

(ｱ)から(ｳ)を必須事項として含めること。

(ｱ) 事業概要及び特徴

事業概要及び特徴を記載すること。

(ｲ) 各施設の設備設置

　　　　　施設ごとの設備設置について､次のa～iの内容を考え方等も含めて作成すること｡

a　太陽光発電設備の設置場所を示す図面と設置面積(m2)

　　　　 b　設置方法(架台等)

　　　　 c　太陽光発電設備定格出力(kW)

　　　　 d　想定年間発電量(kWh/年)

　　　　 e　想定年間使用電力量(kWh/年)

　　　　 f　提案単価（円/kWh、税抜) 　 ※小数点第２位まで記入すること。

 　　 g　想定年間使用電気料金（円/年、税抜)

 　　 h　契約年数

　　　　 i　設備設置に関し配慮した事項

 (ｳ) 設備導入一覧表

次のa〜hを内容とする一覧表を作成すること。

a　設備を設置する施設の名称・設置場所

b　設置する太陽光発電設備の形態

c　太陽光発電設備定格出力(kW)

d　想定年間発電量(kWh/年)

e　想定年間使用電力量(kWh/年)

f　提案単価（円/kWh、税抜) 　※小数点第２位まで記入すること。

g　想定年間使用電気料金（円/年、税抜)

h　契約年数

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名称 | 設置場所 | 設備形態 | 定格出力(kW) | 想定年間発電量(kWh/年) | 想定年間使用電力量(kWh/年) | 提案単価（円/kWh) | 想定年間使用電気料金（円/年) | 契約年数 |
| Ａ施設 | 駐車場 | ｶｰﾎﾟｰﾄ | \*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*.\*\* | \*,\*\*\*,\*\*\* | 20 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  | − |  | − |

（記載例）

イ　業務遂行能力（様式７）

 (ｱ)から(ｷ)を必須事項として含めること。

(ｱ) 事業実施体制図

代表事業者名､構成関連事業者名を示し､各事業者の関係や役割分担を示すこと。

(ｲ) 施工計画

 　 　　施工計画の概要、実施体制、スケジュールについて記載すること。

(ｳ) 維持管理計画

　　　　　運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制、スケジュールについて記載すること。

　　　(ｴ) 資金計画

工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画について記載すること。

(ｵ) 故障、緊急時の対応体制図

　　　　　故障、緊急時の対応体制について記載すること。

(ｶ) 事業実施中のリスクに対する対応

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

　　　(ｷ) 事業者が破綻した場合の対応

　事業者が破綻した場合の処理の枠組を示すとともに、万一、実際に破綻した場合であっても、県もしくは県道路公社の追加負担無しに、太陽光発電設備が撤去出来る仕組み（第三者機関における撤去費用の積立て、履行保証保険への加入等）を構築すること。

⑵　付加提案

ア　付加提案概要書（様式８）

民間施設への再生可能エネルギー導入拡大等、脱炭素社会の実現に向けた付加提案を行う場合は、実施することによって得られる効果（可能な限り定量的に表現したもの）、提案者における提案を遂行するための体制、費用負担等の概略を３枚以内にまとめて示すこと。

なお、複数の提案を行う場合は、本様式に準じて提案項目ごとに行を追加し、提案項目ごとに件名及び通し番号を付けること。列を分けて記載することも可能とする。

イ　事業工程表（任意様式）

　　様式８で提案した業務を実現するための工程について概略を示すこと。

⑶　チェックリスト（様式９）

　　様式９の記載項目について、様式６、様式７及び様式８に記載したものに○を付けること。

⑷　留意事項

　　ア　提案は文書で簡潔に記載すること。

イ　複数枚に及ぶ場合は各ページに通し番号を付けること。

　　ウ　写真、イラスト、イメージ図、表を使用して、分かりやすい表現となるよう工夫すること。

エ　文字は注記等を除き、原則として11 ポイント以上の大きさとすること。

オ　多色刷りは可とするが、見易さに配慮すること。

カ　商号又は名称は、様式６表紙及び様式８の正本のみに記載することとし、その他の全ページにおいて、提案者を特定、識別できるような内容（商号、名称及び会社のロゴ等）は記載せず、専門的知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を用いるときは注釈を付けること。

９　選定方法

⑴　評価委員会の設置

提出のあった提案書を評価するため、有識者等を構成員とする評価委員会を設置する。

なお、評価委員会の内容は非公開とする。

⑵　評価委員会の開催及びヒアリングの実施

　　提案内容を確認するため、次のとおり評価委員会を開催し、提案書を提出した者(以下「応募者」という。)に対してヒアリングを行う。

ア　開催時期：令和４年５月下旬

イ　時間・実施場所：詳細については、応募者に別途通知する。

ウ　出席者：１応募者当たり総括責任者を含む３名以下とすること。

エ　実施方法：提案書を基に、口頭で説明すること。

説明時に使用するプロジェクター及びスクリーンは県で準備する。その他必要な機器は応募者が用意すること。

⑶　選定手続

評価委員会は、PPA方式による太陽光発電設備導入事業に係る公募型プロポーザル評価方針に基づき、提出された提案書の内容について、審査及び評価を行い、出席委員の評価点の合計点が最も高い応募者を第１順位者（事業実施候補者）として決定する。第１順位の合計点が同点の場合は、出席委員の多数決により第１順位者（事業実施候補者）を決定する。それでも決しない場合は、委員長が第１順位者（事業実施候補者）を決定する。

⑷　選定結果（事業実施候補者の特定・非特定）の通知

選定結果について、書面により通知するものとする。

ア　通知時期　令和４年５月下旬

イ　その他　　選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、県が通知を発送した日の翌日起算で、県庁閉庁日を除く５日後の午後５時までに提案書提出先まで提出しなければならない。県は上記の書面を受領した日の翌日起算で、県庁閉庁日を除く３日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

10　契約等

⑴　県は、評価委員会の評価結果に基づき適切と認められた第１順位者を事業実施候補者とし、県と合意のもと随意契約を行うことの妥当性について随意契約審査会に諮り審査する。

⑵　事業実施候補者は、プロポーザルに基づき、候補施設の現地調査、設備容量検討、必要に応じて構造調査等を実施し、県もしくは道路公社と契約内容について詳細協議を行う。

⑶　県もしくは道路公社と事業実施候補者との間で協議が整えば、県もしくは道路公社の提示した上限単価の範囲内で契約を締結する。

⑷　事業実施候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、評価委員会において、次順位であった者（評価点の合計が配点合計の60%以上を満たしている者に限る。）を新たな事業実施候補者として手続を行うものとする。

ア　本募集要項「３　参加資格要件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

イ　参加資格または提案内容が無効となったとき

ウ　その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められたとき

⑸　合理的な理由がある場合は、契約条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがある。

⑹　なお、県道路公社所管施設については、「９　選定方法」において事業実施候補者が選定された後は、県所管施設と手続きを分離する。これにより、事業実施候補者は県道路公社を相手方とし、現地調査、契約内容の詳細協議、契約、運営、撤去に至るまで一切の手続きを県道路公社と直接調整のうえ対応すること。

11　提出された情報の取扱い

⑴　本プロポーザルのために提出された情報については、事業実施候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

⑵　本プロポーザルのために提出された情報については、他の者に知られることのないように取り扱う。

ただし、「情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。

⑶　提出された書類は、事業実施候補者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

⑷　本プロポーザルの作成のために県において作成された資料は、県の了解なく公表、使用することはできない。

 ⑸　本プロポーザルの提案書に虚偽の情報を記載した場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、県各部の業者選定において選定を見合わせることがある。

12　無効となるプロポーザル

　以下に示すような場合は、プロポーザルを無効とする場合がある。

⑴　提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

⑵　提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

⑶　提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

⑷　提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

⑸　許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

⑹　虚偽の内容が記載されているもの

⑺　本プロポーザルに関して選考委員会委員との接触があった者

⑻　ヒアリングに出席しなかった者

13　その他

⑴　提案書の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

⑵　手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨